

伊勢市 公園施設長寿命化計画

2024年3月
伊勢市

1. 都市公園整備状況

(2024 年 2 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
248	113.30 ha	9.44 m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2024 年度～ 2033 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他 (特種)	合計
237	4	1	3	2	0	0	0	0	0	0	1	248

②選定理由

長寿命化計画策定により、効果的な維持管理に資するため、計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」の全てを対象とした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
845	100	549	988	83	20	235

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
2,162	56	3	5,041

②これまでの維持管理状況

市職員による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。
遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する基準JPFA-S:2024」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。
この定期点検より危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

本市の公園は設置から30年以上経過した公園が約2割を占め、10年後には約5割に達する見込みであり、処分制限期間を超えて使用されている施設、既に劣化が顕在化している施設もみられる。本計画については、施設の補修、もしくは更新の要望が多数でているため、管理対象公園全てを計画対象公園とする。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、改修が必要となる遊戯施設を更新し、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により施設の安全性を維持する。

なお、本市では公園施設長寿命化計画を2022年度から2023年度の2ヵ年で策定し、各年度の内容は次のとおりである。

	内容
2022年度	・遊具の安全点検の実施と健全度・緊急度判定の実施 ・一般施設、建築物、土木構造物、設備等の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施
2023年度	・すべての公園施設を対象とした公園施設長寿命化計画の策定

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

2022年7月から2023年3月までに行った過年度点検結果を用いた。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り実施した健全度調査で、遊具を除く4,053施設のうち、予防保全型管理の候補とした572施設について実施されている。

2. 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検が行われている。

						(施設)
		健全度判定				備考
		A	B	C	D	
a. 一般施設	(512)	95	300	110	7	
b. 遊具等	(988)	26	549	404	9	
c. 土木構造物	(24)	4	19	1	0	
d. 建築物	(36)	1	31	4	0	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
(公園施設の健全度に関する全般的状況) を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、過年度の調査結果による対策であることを考慮に入れ、5.の中から優先度の高い「遊具」の更新を最優先に行うこととした。また遊具の中でも既に令和6年に更新計画が組まれている公園を最優先とし、その後は調査結果から確認できた判定が重い順に優先度を決定し、公園単位で更新（対策）を行うこととした。

(施設)			
	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (512)	7	110	395
b. 遊具等 (988)	9	404	575
c. 土木構造物 (24)	0	1	23
d. 建築物 (36)	0	4	32

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、維持課が随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、ただちに使用を中止し、事故等防止に努める。また、この時点で調査を実施し、補修、もしくは更新を位置付けたうえで措置を行う。清掃等は、市職員によるもののほか、地域住民や各種団体等により行う。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他設備等

- ・ 法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・健全度がBまたはC判定となった時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・遊戯施設については、日常的な点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化損傷状況を確認し、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。
- ・事後保全型施設と予防保全型施設の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
使用見込み期間は「整備時からの経過期間」に「対策時期」に実施した補修（1回～複数回）により長寿命化が図られた「延命期間」を加えた期間とする。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・使用見込み期間は、「処分制限期間（※10）」経過後、「劣化が著しく進行するまでの期間」とする。
※10：平成24年4月 公園施設長寿命化計画策定指針(案)参考資料集（国交省）P55 処分制限期間の採用値を参照。

3. 植栽の扱い

- ・各公園の植栽の特色等を踏まえ、植栽に係る管理目標を設定する。
- ・おおまかな植栽機能ごとに植栽地を分類し、分類ごとに管理目標、管理方法・頻度・費用等を設定する。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②＋③】	1,430,368 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,430,368 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	0 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	143,037 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は207,620千円である。
--

備考）ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2033 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。 公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。
